



## (1) 駿東伊豆消防組合の概要（地勢・位置）

駿東伊豆消防組合（以下「消防組合」という。）は、沼津市、伊東市、伊豆市、伊豆の国市、東伊豆町、函南町及び清水町の4市3町で構成され、消防事務（消防団並びに水利施設の設置、維持及び管理に関する事務を除く。）を共同処理するために、2016年4月1日に設立された一部事務組合※1です。

消防組合管轄区域内（以下「管内」という。）の人口はおよそ40万9,800人、面積は921.22km<sup>2</sup>で、首都から100km圏内に位置していて、東は相模灘、西は駿河湾に面し、管内中央には天城山を源に持つ狩野川が縦断しています。

さらに、世界遺産の韮山反射炉や日本屈指の温泉地を数多く持つなど、歴史的風土と豊かな自然環境を守り続けてきた地域です。

消防組合の体制は、1本部3方面本部体制で8署3分署7出張所を配置し、消防車両約140台、職員約600人で災害に対応しています。

消防組織の規模が拡大したことで、災害発生時の初動体制が充実し、迅速で効果的な出動による管内住民に対する消防サービス（以下「消防サービス」という。）の向上が図られています。



消防組合を構成する市町位置図

## (2) 総合計画策定の経緯

消防組合では、住民の生命、身体及び財産をさまざまな災害から守るため、消防広域化後の部隊運用、出動体制等について研究を重ね、強化するとともに、独立した特別地方公共団体<sup>※2</sup>として、消防行財政運営を円滑に遂行するよう努めてきました。

そのような中、現場活動においては、高齢化の進展などに伴う救急需要の増加をはじめ、集中豪雨による水害や土砂災害、大規模地震等の自然災害など、多種・多様化する災害に対応するため、広域化の特性を最大限に活かした体制を構築することが重要な課題となっています。

また、地方財政の状況は、生産年齢人口<sup>※3</sup>が減少し、市町税収入の維持が容易に期待できなくなる一方で、超高齢社会<sup>※4</sup>を迎え、医療や福祉などの社会保障関係費が増加することが想定されています。

消防組合は、構成市町からの負担金を主な財源として消防行政を運営しており、今後は構成市町から更なる効率的な運営を求められる可能性が高いことも念頭に置き、最少の経費で最大の効果を挙げられるよう、行財政運営を進めていかなければならないことから、中長期的な視点に立った総合的な計画の策定が必要となってきたものであります。

## (3) 総合計画策定の目的

消防組合は、消防事務を共同で処理する特別地方公共団体として、構成市町の総合計画に掲げられる「安全・安心なまちづくり」や消防に対する住民の信頼・負託に応えるため、効率的かつ効果的な消防サービスを提供することを目的に、消防組合が目指すべき方向性とその実現に向け、中長期的な方針を示した「駿東伊豆消防組合総合計画」を策定するものです。

この計画は、消防組合の運営において最上位に位置付けられる計画となるものです。

2018年度に発足した高度救助隊

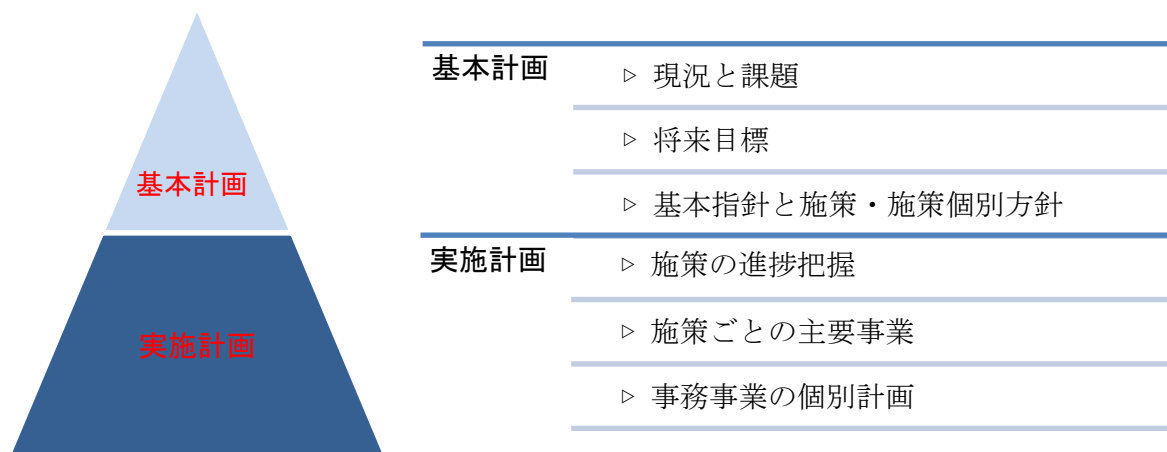


## (4) 総合計画の構造

消防は、国民の生命、身体及び財産を火災などの災害から守るとともに、これらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを主な任務としています。

こうした消防・防災分野に特化した消防組合の総合計画は、多くの普通地方公共団体の総合計画のように、基本構想、基本計画及び実施計画の3層構造とすることなく、基本計画と実施計画の2層構造としています。

### 総合計画の2層構造



1層目の基本計画は、消防組合の現況と課題を踏まえ、将来目標を示すとともに、将来目標を達成するための基本指針と施策、さらに施策を展開するための施策個別方針を体系別に示しています。

2層目の実施計画は、基本計画に掲げる施策個別方針を具現化するための事務事業について、具体的な年度別の実施項目、事業費の見込額などを示しています。

このように、総合計画を簡素な構造とすることで、基本計画と実施計画の位置付けや役割を明確にし、分かりやすく実践的な計画としています。

## (5) 総合計画の期間

### ア 基本計画（2019年度～2028年度）

消防力（人員・施設・装備）の適正化による消防サービスの確保や行財政運営の効率化を図り、消防の広域化を意義あるものとしていくためには、消防署所の適正配置に伴う施設の統廃合や移転など、長期的な展望のもと将来を見据えた事業を計画的に進めていくことが必要です。

しかし、こうした事業の実施には、消防サービスを確保しつつ、構成市町や組合議会の意向、地域特性や経費負担の問題などについて調査研究し、その結果を踏まえて長期的かつ総合的な視点に立った計画的な取組が求められます。

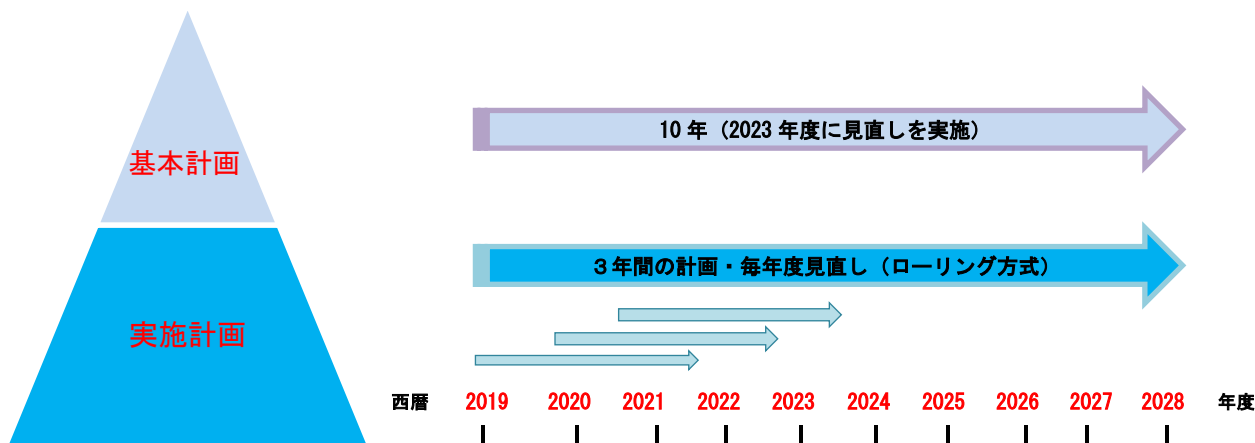
このような理由から、基本計画の計画期間は2019年度を初年度として2028年度までの10年としました。

なお、初年度から5年を経過した時点で社会・経済情勢や構成市町の状況の変化、計画の進捗状況などを踏まえ、見直しの可否について検討し、見直しの必要があると判断したときは基本計画の見直しを行うこととしています。

このことから、基本計画策定後5年となる2023年度に見直しの可否について検討した結果、組合設立後の事業実績を反映する必要があるとの理由により、「現状」、「課題」、「主な取り組み内容」、「目標値」等について、一部見直しを行うことにしました。

### イ 実施計画（毎年度見直し）

実施計画の計画期間は、社会・経済情勢や消防を取り巻く環境の変化に的確に対応し、計画推進をより確かなものとするために3年とし、毎年度見直し（ローリング方式）を行います。

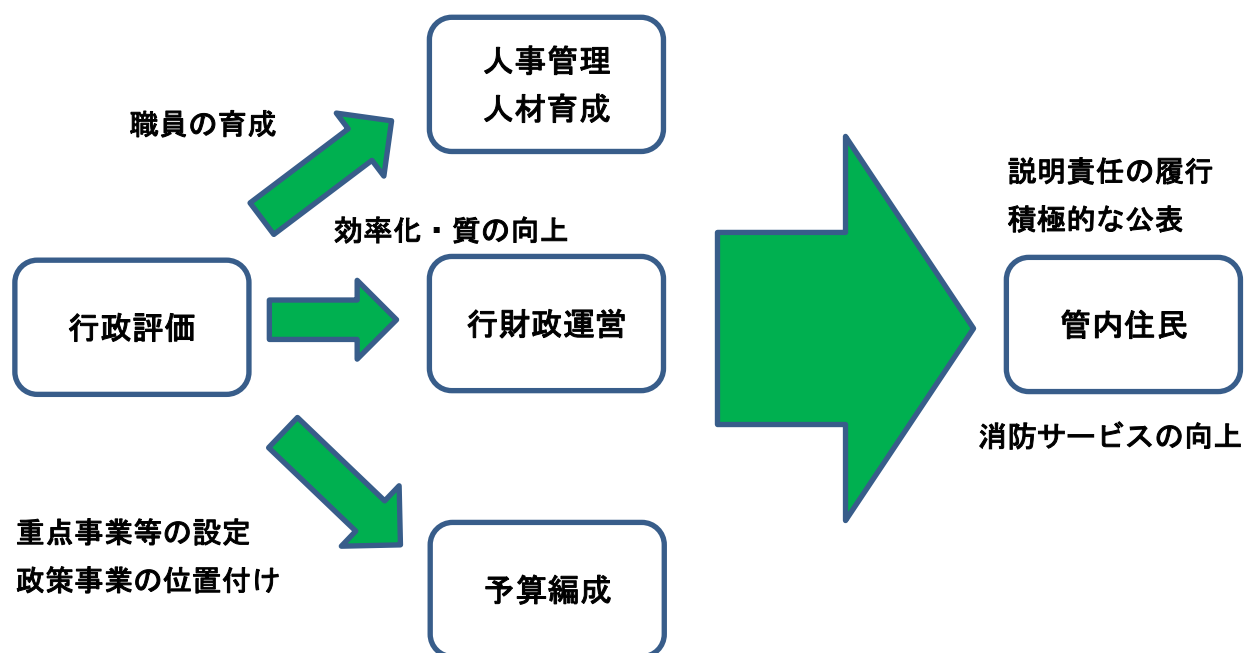


※ ローリング方式とは、計画と実際の取り組みとの整合を図るため、毎年度、事務事業の実施時期や実施に当たっての方策、事業費の見込額などを修正していく手法です。

## (6) 総合計画の進行管理

総合計画の着実な推進とその実効性を確保していくためには、総合計画に位置付けられた施策や事務事業の進行管理を適切に行い、その成果を消防組合の行政運営に反映していくことが必要です。

このため総合計画は、行政評価<sup>※5</sup>システムを活用したPDCAサイクル（Plan：計画 ⇒ Do：実行 ⇒ Check：評価 ⇒ Action：改善）による進行管理を継続的に行うことにより、効率的かつ効果的な消防行政の推進と管内住民への説明責任を果たします。

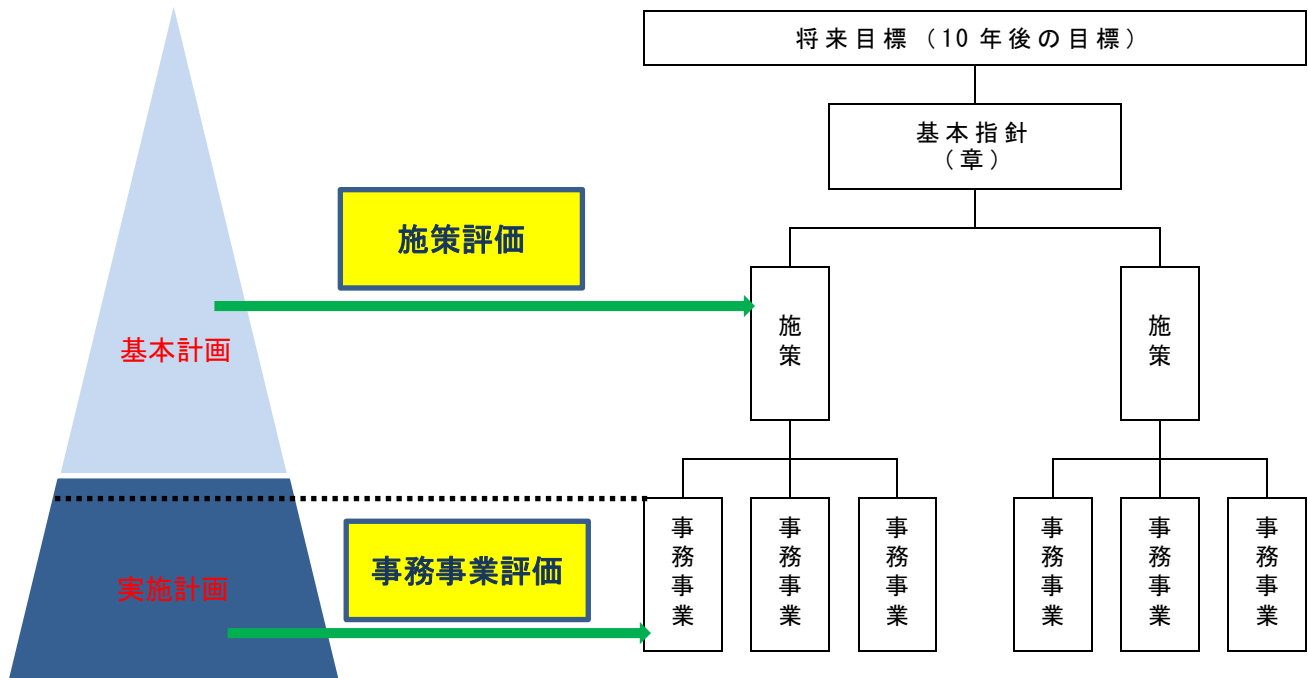


### ア 行政評価システムを活用するメリット

- 成果を重視した評価による消防行政運営の効率化及び質の向上
- 事務事業の選択と重点化による経営資源（人材・予算・施設・装備）の最適配分
- 管内住民への説明責任と消防行政の透明性の確保
- 組織の自律的な活動と職員の意識改革

## イ 行政評価の構成

総合計画の構造は、基本計画と実施計画の2層構造としていることから、基本計画に掲げる「施策」と実施計画に掲げる「事務事業」の2つを行政評価の対象とし、毎年度評価を行います。



### ● 施策評価

各施策の進捗状況（成果の達成状況）を評価し、事務事業の評価と併せて次期基本計画に反映させます。

### ● 事務事業評価

各事務事業の実施状況（成果の達成状況）を評価し、次年度の事業計画と予算に反映させます。